

地方独立行政法人那覇市立病院 中期目標

前文

那覇市立病院は、本市における地域医療を確保し、市民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献することを使命として、昭和55年5月に開院した。

その公的使命を達成すべく、本市及び地域の中核的急性期病院として、救急医療等の質の高い医療を提供するとともに、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上に努め、また、臨床研修指定病院として医師の育成にも貢献してきた。

こうした中、那覇市立病院は、公的病院としての使命の確実な実現を図り、地域住民に信頼される医療を速やかに提供するため、国の医療制度改革や医療を取り巻く社会環境の変化に迅速に対応して、継続的かつ安定的に医療を提供する観点から地方独立行政法人に移行することとした。

地方独立行政法人化後は、市民の医療需要の変化に的確に対応し、救急医療、小児医療、産科医療をはじめ市民が求める地域に根ざした高度な医療の提供に努め、医療水準の向上を図り、あわせて経営の効率化等に積極的に取り組み、もって市民の健康の維持・増進に寄与することを期待する。

第1 中期目標の期間

平成20年4月1日から平成24年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市立病院は、市民が求める安心・安全な医療や高度医療を提供するとともに、医療の質の向上を図るため医療従事者の育成に努め、もって市民の健康の維持・増進に寄与すること。

1 診療機能の充実

(1) 救急医療体制の充実・強化

① 小児救急をはじめとする救急医療体制の維持・充実

地域医療に貢献するため夜間・休日の医師確保に努め、365日24時間救急医療体制の維持・充実を図ること。

② 消防との連携強化

救急搬送の受け入れをスムーズに行えるよう消防との連携を強化すること。

- (2) 高度医療の充実
- ① 高度医療の充実

地域の中核的急性期病院として、その役割に応じ、がん治療やその他の高度医療の充実に努めること。
 - ② 高度医療機器の計画的な更新・整備

市立病院に求められる医療を提供できるよう、必要な高度医療機器を計画的に更新・整備をすること。
- (3) がん医療水準の向上
- 南部医療圏の地域がん診療連携拠点病院として、がんに関する相談体制の充実に図り、地域のがん診療に従事する医師等に対し研修を行って、地域全体のがん医療の水準向上に努めるとともに、地域住民に対してがんに関する情報を提供し、その普及・啓発に努めること。
- (4) 地域医療機関との連携・強化
- 医療資源を効果的に活用し、地域で完結する切れ目のない医療を提供するため、地域の医療機関との連携の強化・機能分担を推進すること。また、開放病床(市立病院の病床の一部を診療所に開放し、市立病院の医師と診療所の医師が共同で患者の診療を行う制度のこと。)の利用促進等により地域連携の充実に努めること。
- (5) 医療スタッフの確保、専門性及び医療技術の向上
- ① 医療スタッフの確保
 - ア 医師の人材確保

市立病院において提供する医療水準を向上させるため、優秀な医師の確保に努めるとともに、教育研修体制の充実に図り、臨床研修医及び後期研修医を育成すること。
 - イ 看護師及び医療技術職員の人材確保

関係教育機関等との連携を強化し、優れた看護師及び医療技術職員の確保に努めること。
 - ウ 育児支援等による人材確保

女性の医師、看護師等の育児と業務の両立を支援し、安心して働ける環境とするために、院内保育所、育児休業制度等の充実に図ること。
 - ② 専門性及び医療技術の向上

医師、看護師、薬剤師、放射線技師、検査技師等の研修等を充実し、専門性及び医療技術の向上を図ること。

(6) 医療サービスの効果的な提供

より短い期間で効果的な医療を提供し、患者負担の軽減にも寄与できるよう、クリニカルパス(疾患別に退院までの治療内容を標準化した計画表のこと。)の導入促進に取り組むこと。

(7) より安心して信頼できる質の高い医療の提供

① 医療安全対策の徹底

市民に信頼される良質な医療を提供するため、院内感染防止対策を確実に実施するとともに、医療事故等に関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策の徹底を図ること。

② 患者中心の医療の実践

患者が自ら受ける医療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるよう、十分な説明に基づくインフォームド・コンセントを徹底すること。

また、セカンドオピニオン(患者やその家族が、治療法等の判断に当たって、主治医とは別の専門医の意見を聞くこと。)の体制を強化すること。

③ 科学的な根拠に基づく医療の推進

客観的な根拠に基づき、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、科学的な根拠に基づく医療(EBM)を推進すること。

④ 法令・行動規範の遵守(コンプライアンス)

市の医療機関としての使命を適切に果たすため、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、行動規範と倫理を確立し、適正な病院運営を行うこと。

個人情報保護及び情報公開に関しては、那覇市個人情報保護条例及び那覇市情報公開条例に基づき、市の機関に準じて適切に対応することとし、カルテ(診療録)などの個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。

⑤ 病院機能評価の更新

患者のニーズを踏まえて質の高い医療を効率的に提供していくために、病院機能評価を受審し、医療機能の一層の充実・向上を図ること。

2 患者サービスの向上

(1) 診療待ち時間の改善等

患者サービス向上の観点から、待ち時間及び検査・手術待ちの改善等に取り組むこと。

(2) 患者・来院者のアメニティの向上

患者や来院者に、より快適な環境を提供するため、施設の改修・補修をきめ細かく実施するとともに、患者のプライバシー確保に配慮した院内環境の整備に努めること。また、敷地内禁煙を実施し、アメニティの向上を図ること。

(3) 医療情報ライブラリーの設置

患者へ多くの医療情報を提供するため、医療情報ライブラリーの設置を検討すること。

(4) 患者の利便性向上

クレジットカード等による医療費の支払いや売店の営業時間の延長など、患者の利便性の向上に取り組むこと。

(5) ボランティアとの協働によるサービス向上

患者サービス向上のため、ボランティアとの協働を推進すること。

(6) 職員の接遇向上

患者に選ばれる病院、患者が満足する病院であり続けるため、職員一人一人が接遇の重要性を認識して、接遇向上に努めること。

3 市の医療施策推進における役割の発揮

(1) 市の保健・福祉行政との連携

市民の健康増進を図るため、予防医学推進の観点から市の機関と連携・協力して人間ドック、がん検診、特定健診等の各種健康診断を実施すること。また、その充実のために健診センターの設置を検討すること。

(2) 災害時における医療協力

災害時には、那覇市地域防災計画に基づき、災害対策本部長の指揮、指示に従い、災害の医療拠点として、患者を受け入れるとともに、必要に応じ医療スタッフを現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

医療に関する専門分野の知識を生かした市民対象の公開講座の開催や、ホームページやメールマガジンを活用した医療情報の提供など、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、運営管理体制を確立し、自律性・機動性・透明性の高い病院運営を行うとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして、より一層効率的な業務運営を行うこと。

1 法人としての運営管理体制の確立

市立病院の運営が的確に行えるよう、理事会及び事務局などの体制を整備するとともに、効率的・効果的な運営管理体制を構築すること。

また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標が着実に達成できる体制を整備すること。

2 効率的・効果的な業務運営

(1) 業務執行体制の見直し

医療需要の変化や病院経営を取り巻く状況に迅速に対応し、医師等の配置を弾力的に行うことや、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び執行体制の効率化に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

① 医療スタッフの職務能力の高度化・専門化を図るため、資格取得も含めた教育研修システムを整備すること。

② 事務スタッフについては、プロパー職員を育成して、病院経営の専門化を図ること。

(3) 新人事制度の構築

職員の努力が評価され、業績や能力を的確に反映した人事及び昇任管理を行うため、公正で適正な新人事制度の導入を図ること。

(4) 予算執行の弾力化等

中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的・効果的な事業運営に努めること。

また、複数年契約や複合契約など多様な契約手法を活用し、費用の節減等を図ること。

(5) 収入の確保と費用の節減

① 収入の確保

診療報酬改定や健康保険法等の改正に的確に対処し、収益を確保するとともに、適正な病床利用率を維持し、高度医療機器の稼働率の向上を図ること。さらに診療報酬の請求漏れや減点の防止、未収金の未然防止対策と早期回収に努めること。

② 費用節減

後発医薬品の採用促進を図るとともに、薬品費、診療材料費その他費用の節減に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

市立病院の公的使命を果たすため、健全経営を維持すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設整備の推進

健診センターの設置を検討すること。

2 病院建替への備え

病院建替に備え、内部検討委員会を設置し、検討すること。